

株主各位

新潟交通株式会社

「株主優待券」の有効期限延長のご案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う、新潟県からの外出自粛要請を踏まえ、株主様のご利用機会の確保を目的として、昨年配布いたしました株主優待券の有効期限を延長いたしますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 対象となる株主優待券

[万代シルバーホテル・国際佐渡観光ホテル八幡館共通ご優待]の株主優待券で、令和元年に配布しました**有効期限が令和2年6月30日迄有効**となっているもの

※株主乗車証は対象ではありません。

※株主総会の受付時に配布している「お飲物券」も対象外となります。

2. 新有効期限

・令和2年12月31日迄（6ヶ月間延長）

※優待券の差し替えはいたしません。そのままご利用いただけます。

お問合せ先：新潟交通(株) 総務課 025-246-6323

以上

【対象となる株主優待券】

